

赤ちゃんスマイル事業のご案内(こども支援課)

赤ちゃんの健やかな成長を願うとともに、飯能市が一体となって子育てを応援するため0歳児の保護者に計5万円分の赤ちゃんスマイルクーポンを支給する事業です。

対象者

0歳児（満1歳の誕生日の属する月の前月末日まで）の保護者でこどもとともに飯能市に住民登録があり同居している方

支給内容

こども1人に対し、計50,000円の電子クーポンを3回に分けて支給します。

回数	支給時期	支給場所	支給額
1回目	出生届の手続き時	こども支援課	18,000円分
2回目	乳児健診時	保健センター	16,000円分
3回目	8か月を迎える月	子育て総合センター	16,000円分

※飯能市に転入してきた場合は、月齢に応じて月額4,000円分を支給します。

有効期間

発行から1年間

使用方法

二次元コードをスマートフォンで読み取り、飯能市デジタルクーポンに残高をチャージしてください。

飯能市が指定した取扱店で育児用品等を購入する際に使用できます。

※指定取扱店以外では使用できませんので、ご注意ください。



飯能市イメージキャラクター
夢馬（むーま）

申請方法

支給時期ごとに飯能市赤ちゃんスマイルクーポン券支給申請書を提出してください。

持ち物（2回目,3回目）

- ①申請者の顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード他）
- ②対象児童の本人確認書類（こども医療費受給資格証、マイナンバーカード他）

注意事項

- ・クーポンは、育児用品等の購入にお役立てください。
- ・アルコール飲料、たばこ類の購入や、商品券、プリペイドカード等、換金性があり、広域的に流通するものの購入は利用対象外です。
- ・クーポンの有効期限は発行から1年間です。期限を過ぎたものは使用できません。
- ・クーポンは、現金に換えることや他人に譲渡することはできません。
- ・クーポンは、いかなる理由があっても再発行できません。

お問い合わせ 飯能市 こども支援部 こども支援課

TEL 042-978-5627 FAX 042-973-2120 E-mail jido@city.hanno.lg.jp

飯能市 赤ちゃんスマイル事業
赤ちゃんスマイルクーポン支給時期一覧

こどもの誕生月		1 回目	2 回目	3 回目
年	月生まれ	出生届の手続時 場所:市役所こども支援課	乳児健診 場所:保健センター	8か月を迎える月 場所:子育て総合センター
		18,000円	16,000円	16,000円
令和 6年	8	出生してから15日以内		令和7年4月10日～
	9			令和7年5月9日～
	10			令和7年6月10日～
	11		令和7年4月8日	令和7年7月10日～
	12		令和7年5月13日	令和7年8月8日～
令和 7年	1		令和7年6月3日	令和7年9月10日～
	2		令和7年7月1日	令和7年10月10日～
	3		令和7年8月5日	令和7年11月10日～
	4		令和7年9月2日	令和7年12月10日～
	5		令和7年10月14日	令和8年1月9日～
	6		令和7年11月4日	令和8年2月10日～
	7		令和7年12月2日	令和8年3月10日～
	8		令和8年1月6日	令和8年4月
	9		令和8年2月3日	令和8年5月
	10		令和8年3月3日	令和8年6月
	11		令和8年4月	令和8年7月
	12		令和8年5月	令和8年8月
令和 8年	1		令和8年6月	令和8年9月
	2		令和8年7月	令和8年10月
	3		令和8年8月	令和8年11月
	4		令和8年9月	令和8年12月

※令和8年4月以降の交付日程は、決定次第ホームページでお知らせします。